

あんしんして地域でくらしつづけられるよう支援します

## 日常生活自立支援事業

(旧名称：地域福祉権利擁護事業)



毎日の暮らしのなかにはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。日常生活自立支援事業は、このような場合に、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会が福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをします。



福祉サービスを利用したいけど、手続きの仕方がわからない。

通帳の管理が心配だ。

お金の使い方に不安がある。

役場から書類がきたけど、どう書いていつまでにだすのかわからない。

通帳や印鑑がなくなった。



### どんな人が利用できるの？

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方などが利用できます。例えば、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方が対象になります。

### どんなサービスがあるの？

#### ○福祉サービス利用援助

自分にあったサービスのご利用に

- \* 福祉サービスの情報提供
- \* 利用申し込みの相談
- \* 利用料支払いのお手伝い
- \* 苦情の申し立て相談 など

#### ○日常的金銭管理サービス

安心できるお金のやりとりに

- \* 年金・福祉手当の受け取り手続き
- \* 電気・ガス・水道料金の支払い
- \* 税金・医療費・家賃などの支払い
- \* 預金通帳の出し入れのお手伝い など

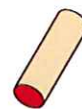
#### ○書類等預かりサービス

大切な書類・ハンコなどの保管に

<保管できる書類等>

- ・ 年金証書
- ・ 預貯金の通帳
- ・ 証書類（年金、保険、権利証等）
- ・ 実印、銀行印

安全な場所（貸金庫）  
でお預かりします。



✖ ※このようなものはお預かりできません  
宝石・書画・骨董品・貴金属類など

## 費用はかかるの？

ご相談や支援計画の作成にかかる費用は**無料**です。

※契約後の生活支援員によるお手伝い（福祉サービス利用手続き、お金の出し入れなど）には次の料金がかかります。

援助内容	利用料金
福祉サービス利用援助 日常的金銭管理サービス ※生活保護を受けている方は無料。 ※1時間をこえると30分ごとに500円加算。	1時間あたり <b>1,000円</b>
書類等預かりサービス	1カ月あたり <b>500円</b>

## どうやったらサービスが利用できるの？



まず、あなたのまちの社会福祉協議会に連絡してください。そこから手続きがスタートします。

相談の受付	<b>社会福祉協議会へ連絡してください。</b> 社会福祉協議会は全国すべての市町村に設置されています。本人以外でも、家族など身近な方や民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）や在宅福祉サービス事業者、行政の担当者などを通じてのお問い合わせにも対応します。
↓	
相談・ 打ち合わせ	<b>担当者が伺います</b> 専門的な知識を持った担当者（専門員）が自宅や施設、病院などを訪問し、相談にのります。相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。気軽に相談してください。
↓	
契約書・支援 計画の作成	<b>お困りのことについて一緒に考え、支援計画をつくります</b> お困りの点やご希望をお聞きして、どのようなお手伝いを月に何回くらいおこなうかなどをご本人といっしょに考えます。その後、契約内容・支援計画を提案します。
↓	
契約	<b>利用契約を結びます</b> 契約内容に十分納得いただいた後、利用者と社会福祉協議会とで正式な利用契約を結びます。
↓	
サービスの 開始	<b>サービスが開始されます</b> 支援計画にそって、生活支援員がサービスを提供します。

## 社会福祉法人 川辺町社会福祉協議会

〒509-0303 岐阜県加茂郡川辺町石神128番地 やすらぎの家内  
電話 (0574) **53-2121**



赤い羽根共同募金の配分を受けて作成しました